

No. 25

制 度 名	市民後見人養成研修等事業費補助金	主管課名	長寿福祉課 地域包括ケア推進室 認知症対策 G		
		問合せ先	029-301-3332		
目的・趣旨	市町村が実施する市民後見人養成研修及びフォローアップ研修に要する経費に対し費用を助成することにより、市民後見人養成を推進する。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 市町村が実施する市民後見人養成研修及びフォローアップ研修に要する費用への助成事業。ただし、市町村が市町村社会福祉協議会、NPO 法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。					
〔補助要件等〕 「茨城県市民後見人養成研修等事業費補助金交付要項」の規定による					
〔対象経費〕 本事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料・賃貸料					
〔補助限度額等〕 補助基準額：200 千円の範囲で知事が必要と認めた金額					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
		—	10/10	—	—
〔令和 8 年度当初予算額〕 1,000 千円		〔令和 8 年度補助対象団体〕 申請のあった 5 団体			
〔備考〕					